

逗子市 パートナーシップ宣誓制度



パートナーシップ宣誓制度とは、性的マイノリティの方や事実婚の方など、同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

[利用方法等は裏面をご覧ください](#)

【問い合わせ先】 市民協働部市民協働課 人権・男女共同参画係
電話 046-873-1111 FAX 046-873-4520
E-MAIL siminkyoudou@city.zushi.lg.jp

対象となる方の要件

- 成年であること
- 逗子市民であること、または3か月以内に転入を予定していること
- 結婚していないこと
- 他の方とパートナーシップ関係がないこと
- 宣誓者同士が近親者でないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除きます)

※宣誓時に上記の内容を確認し、書面をご提出いただきます。

手続きの流れ



電話等で事前予約

- 宣誓希望日の5日前までに事前予約が必要です。





書類の提出、宣誓書へ記入

- 必要書類は事前にHP等でご確認ください。



証明書交付

- 原則即日交付します。

逗子市パートナーシップ宣誓証明書	
<small>逗子市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がされたことを証します。</small>	
	
様 _____ 様	
第 _____ 号	逗子市長 
年 月 日	印 印

※証明書見本（カードサイズ・原寸大）

制度の相互利用

横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町で、パートナーシップ宣誓を行った市民の方が、市町間で住所を異動する場合、転出時に転出前の自治体へ継続使用申請を行うことで、転出先で新たな宣誓を行うことなく転出前の自治体で既に交付済みの(宣誓証明書)(宣誓書受領証)が継続使用できるものです。

必要書類などの詳細は、市のHPをご覧ください。市民協働課へお問い合わせください。



URL : <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/jinkendanjo/minority/pl1787.html>